条例見直し調書

_			作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度	
条	例	名	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条	例			
条	例 番	号	平成 11 年神奈川県条例第 42 号 法 規 集 第 8 編第 4 章第 3 節				
所	管 室 課 保健福祉局保健医療部健康増進課						
条	例 の 概 要 健康増進法に定めのある特定給食施設に加えて、特定給食施設よりも小					模な給食施設に対し	
			て栄養改善指導の機会を確保し、県民の健康の保持増進を図っている。小規模特定給食施設につ				
			いては、児童福祉施設と事業所が多数を占めており、幼児期の望ましい食習慣づくりや、事業所				
			の健康問題対策のためにも、特定給食施設と同様の内容の栄養改善指導が必要であるため、条例			要であるため、条例	
			化を図ったものである。				
検 ・	視点	Ā	検 討 内	容		備考	
	必要性		県民の栄養の改善及び健康の保持増進を	図るためには、!	県内の給食施設	1,311 施設 D (うち小規模特定給食 施設数 509 施設)	
	現在でも		の約4割を占める小規模特定給食施設に対	しても、特定給			
	必要な条		栄養改善指導を行う機会を広く確保する必	要があり、これ	を実施するため		
	例か。		に必要な事項を定めた本条例は現在でも必	要である。		平成26年3月31日現在	
	有効性		本条例に基づき、給食施設に対して栄養管	管理を実施(1月	に削牛の細長爪!	小規模特定給食施設に 対する栄養改善指導の 実績 平成 25 年度:540 件	
	現行の内容で 課題が解決で きるか。		設の給食状況を給食施設栄養管理報告書に	•			
			助言及び監督を行っており、結長を通した良境境の整備に有効に機能して 平成 24 年度:5		平成 24 年度:523 件		
			いる。			平成 23 年度:487 件 平成 22 年度:465 件	
	効率性 現行の内 容で効率 的といえ るか。		小規模特定給食施設の栄養改善指導は、	県内の各保健福	祉事務所及び各		
			保健福祉事務所センターにおいて特定給食施設への実施指導と同時に行う				
			など、効率的に行われている。				
討	基本方針適合 性 県政の基本的 な方針に適合 しているか。		本条例の目的である県域内給食施設の把握及び栄養管理指導の効果的推				
			進は、「かながわグランドデザイン」の政策分野 健康・福祉の「1ともに				
			生き支えあう地域社会づくり(3)生涯を通じた健康づくりの推進」に寄与				
			するものであり、県の基本方向に適合している。				
	適法性 憲法、法 令 に し な いか。		本条例は、健康増進法 20 条の特定給食施設に加えて小規模な給食施設				
			(継続的に1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設)に対して栄養改善指導の機会を確保しているが、その内容は健康増進法の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法や法令に				
					るが、その内容		
					、憲法や法令に		
			抵触するものではない。				
	その他	·の他					
見	① 改正・月	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 理 由 望 由					
直	2 改正・原	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 現行条例の運用上の課題は					
U	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 は改正・廃止及び運用の改善等					の必要はない。	
結							
果	と 5 廃止を検討する。						